

下水道事業の現状と課題

令和6年10月

総務省自治財政局準公営企業室

目次

- 1. 下水道事業の概要 …P. 2
- 2. 下水道事業の経営改革の取組に係る支援等 …P. 22

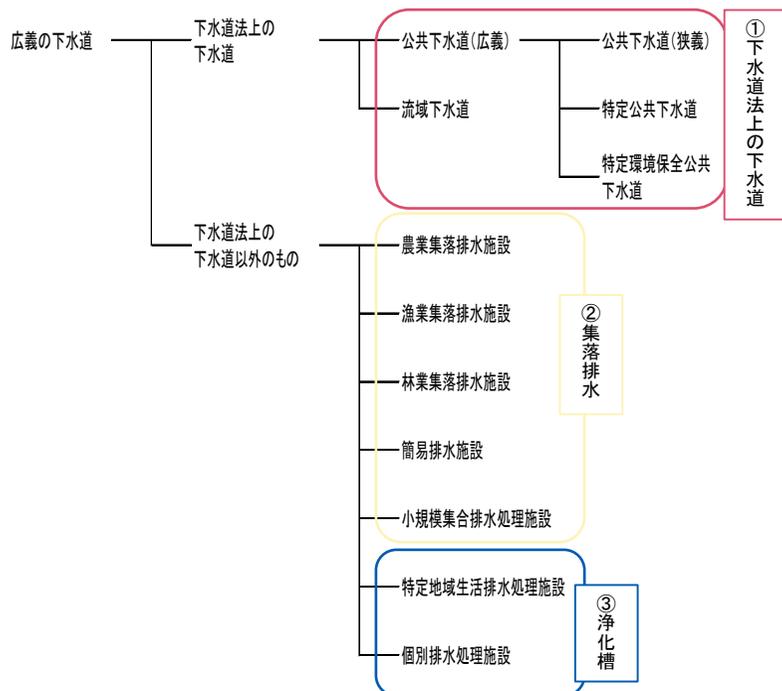
1 下水道事業の概要

下水道事業の概要

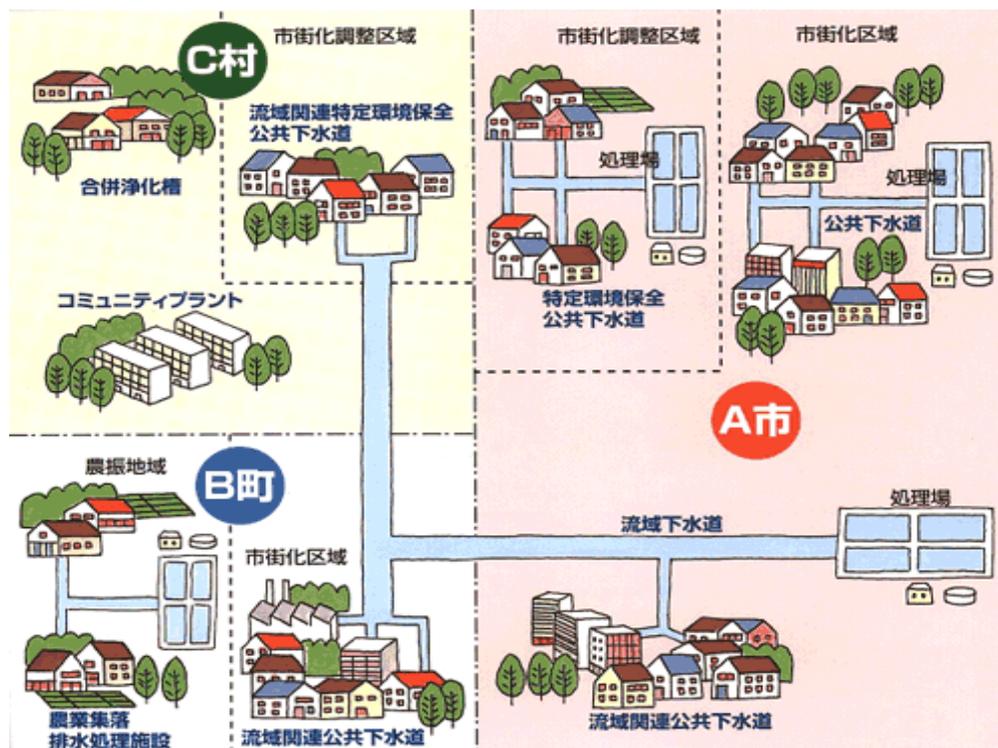
下水道事業とは

- ①国土交通省所管の「公共下水道」、「流域下水道」などの下水道法上の下水道（計1,982事業）
 - ②農林水産省所管の「農業集落排水施設」などの集落排水（計1,182事業）
 - ③環境省所管の「特定地域生活排水処理施設」などの浄化槽（計431事業）
- という汚水処理施設を運営する事業（計3,595事業） [数値はR5決算]

下水道の種類



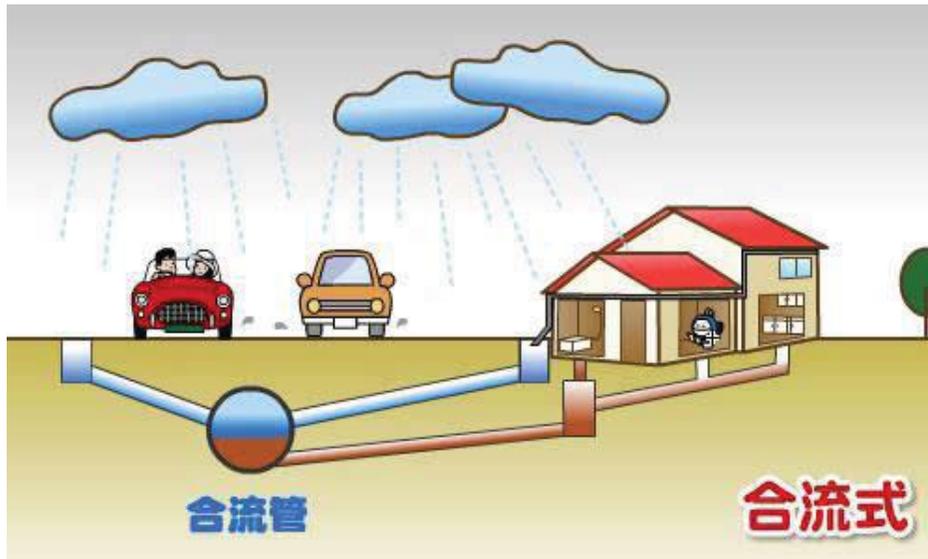
下水道事業のイメージ



合流管と分流管

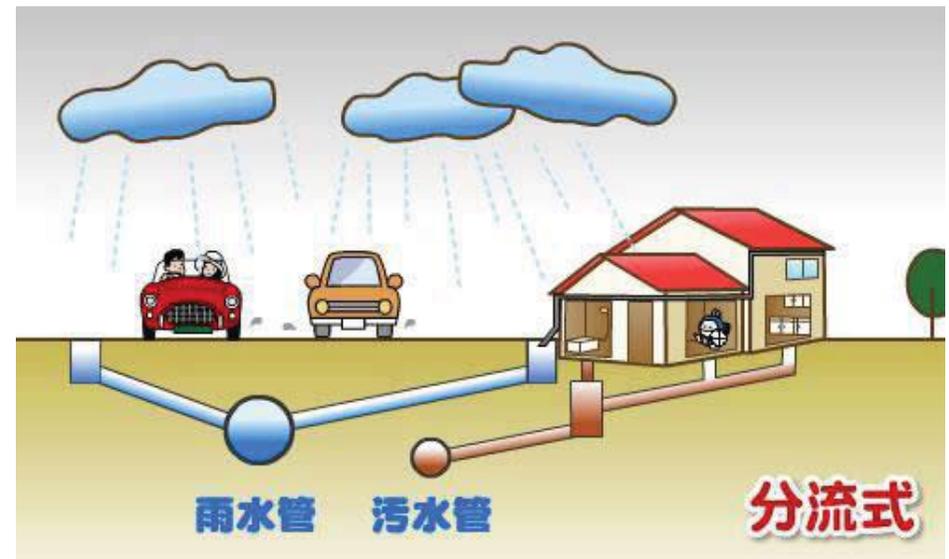
- 下水の排除方法には、合流式と分流式の2つの方式がある
- 汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道は、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国191の都市で採用

合流式：汚水と雨水を同じ下水道管で流す方法



- 弱い雨の日には、地面や道路等の汚れは雨と一緒に下水道管に集め、下水処理場で処理
- 1本の下水道管を整備すればよいため、早期かつ安価に整備が可能
- 強い雨の日は、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの下水が河川等に放流される。

分流式：汚水と雨水を別々の下水道管で流す方法



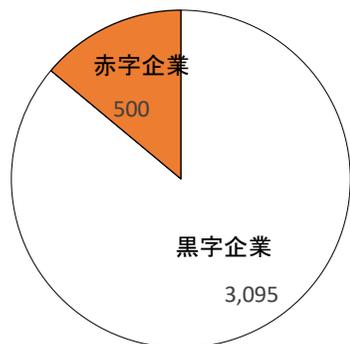
- 2本の下水道管を整備するため、合流式と比較して、整備に時間を要するとともに事業費が高い



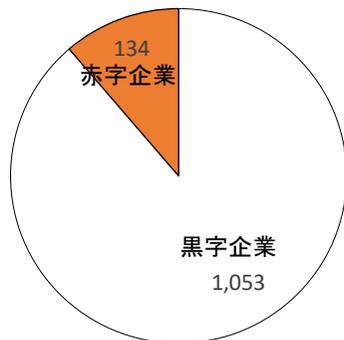
雨天時に汚水混じりの下水が放流され、河川等の水質汚濁や悪臭が発生

下水道事業の決算の状況

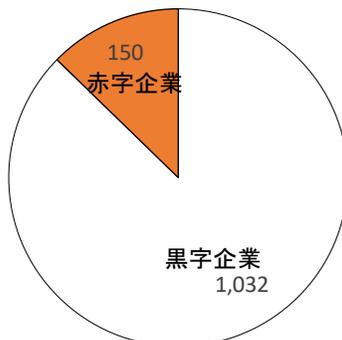
○ 下水道事業の経営状況(R5決算)



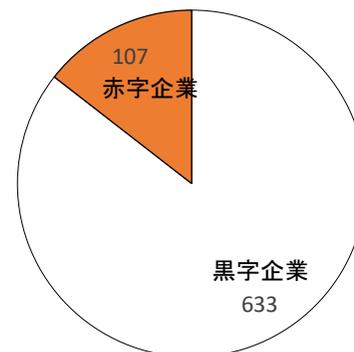
合計



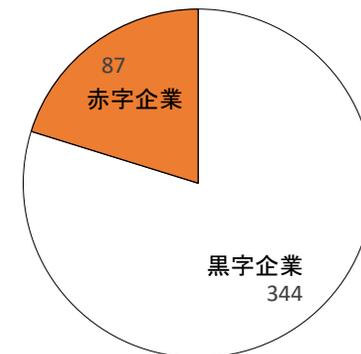
公共下水道



集落排水



特定環境保全
公共下水道



浄化槽

総収支額

(単位：億円、%)

年度 収支別	R1	R2	R3	R4	R5
黒字	2,996	2,417	3,208	2,697	2,384
(対前年度伸率)	4.0	△19.3	32.7	△15.9	△11.6
赤字	149	199	327	439	208
(対前年度伸率)	△14.6	33.6	29.9	34.3	△52.6
計	2,847	2,218	2,881	2,258	2,176
(対前年度伸率)	5.0	△22.1	29.9	△21.6	△3.6

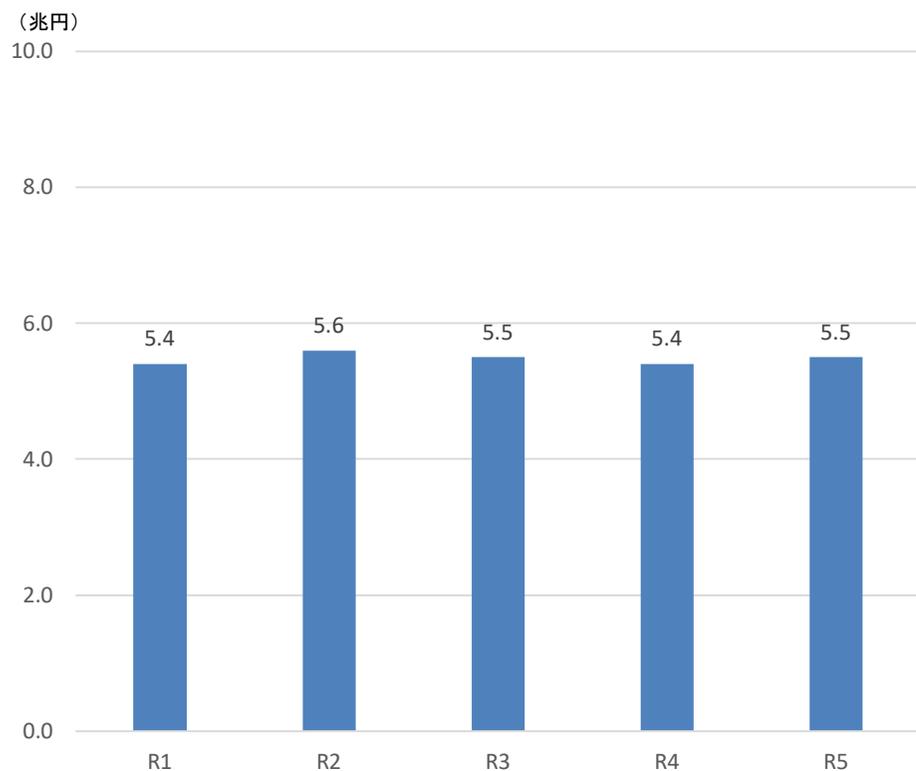
下水道事業の決算の現状

○ 決算規模は、令和5年度決算で5兆4,546億円(対前年度125億円、0.2%増加)。

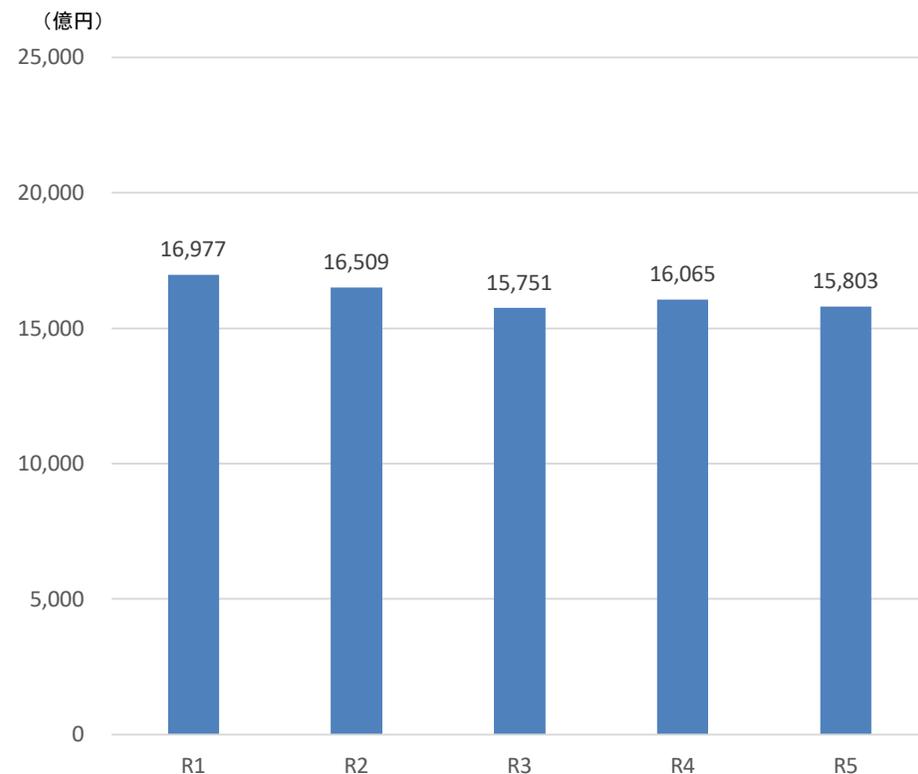
※決算規模：(法適用企業)総費用－減価償却費＋資本的支出 / (法非適用企業)総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

○ 他会計繰入金は、令和5年度決算で1兆5,803億円(対前年度262億円、1.7%減少)。

下水道事業の決算規模の推移

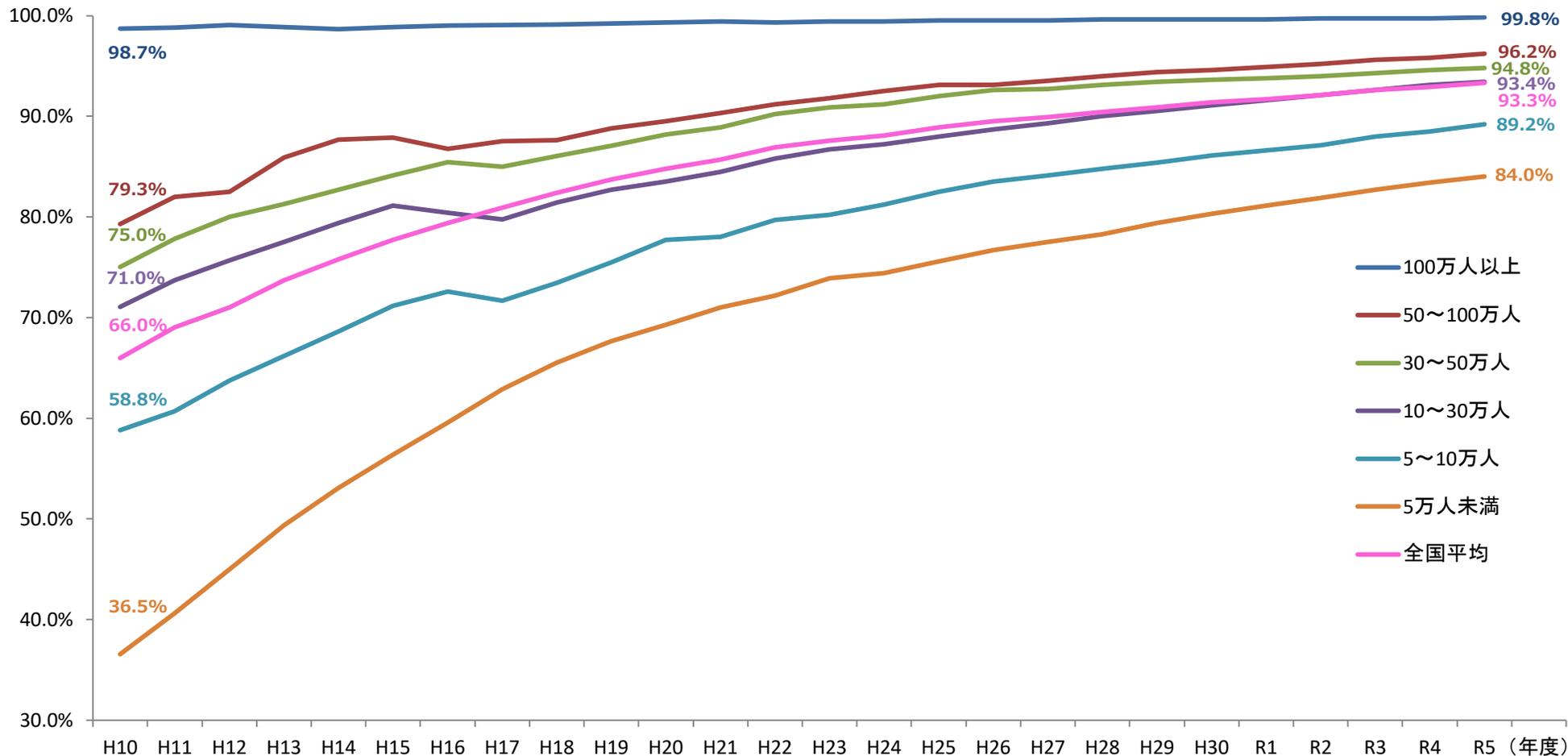


下水道事業の他会計繰入金の推移



汚水処理人口普及率の推移(人口規模別)

- 汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント)の処理区域内人口等の割合を表したもの。
- ここ20年ほどで人口5万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇。
- 近年は普及率の上昇は緩やかなものとなっている。

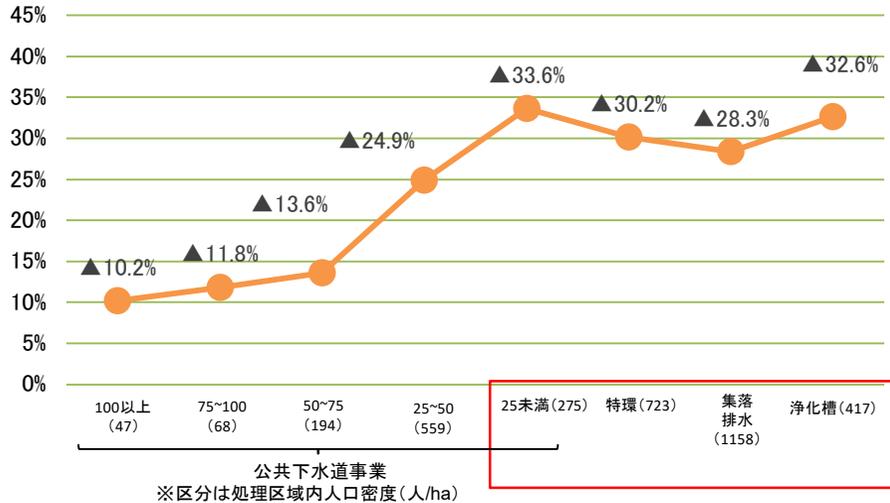


(注) 1. 汚水処理人口普及率(%)=(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口等)÷総人口(住基人口)×100
 2. 令和4年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
 3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」(令和6年8月)を参考としている。
 (参考)福島県の21年度末の普及率は、73.1%

将来の需要水量(推計)

- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
 - 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。
- ※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

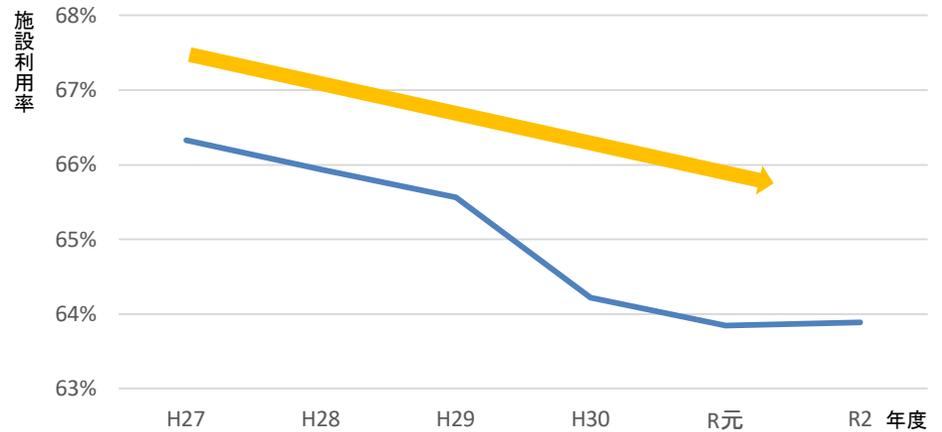
■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

- 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



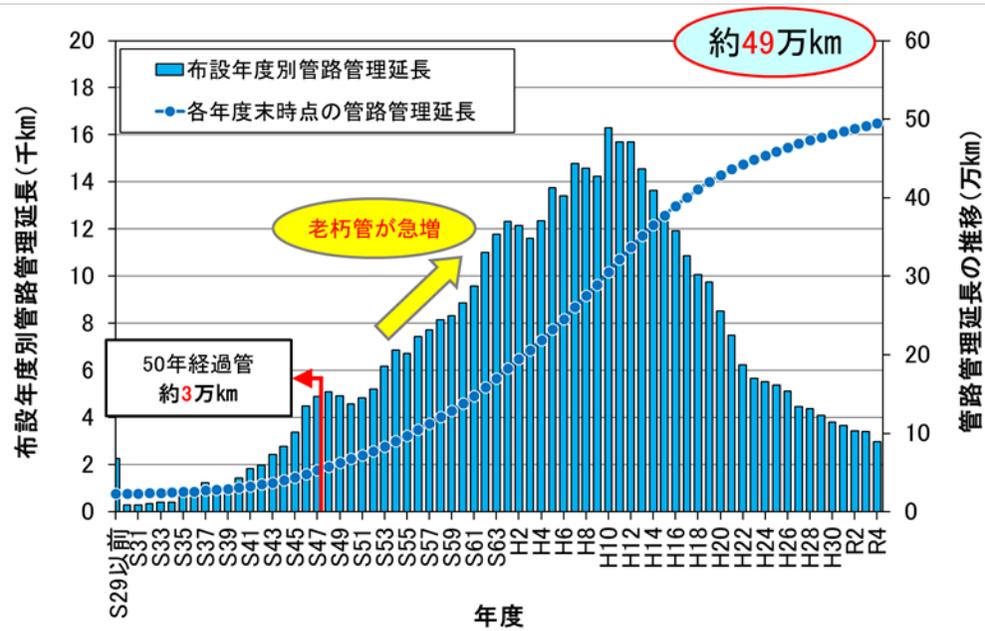
$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時一日処理能力}} \times 100$$

出典: 地方公営企業決算状況調査

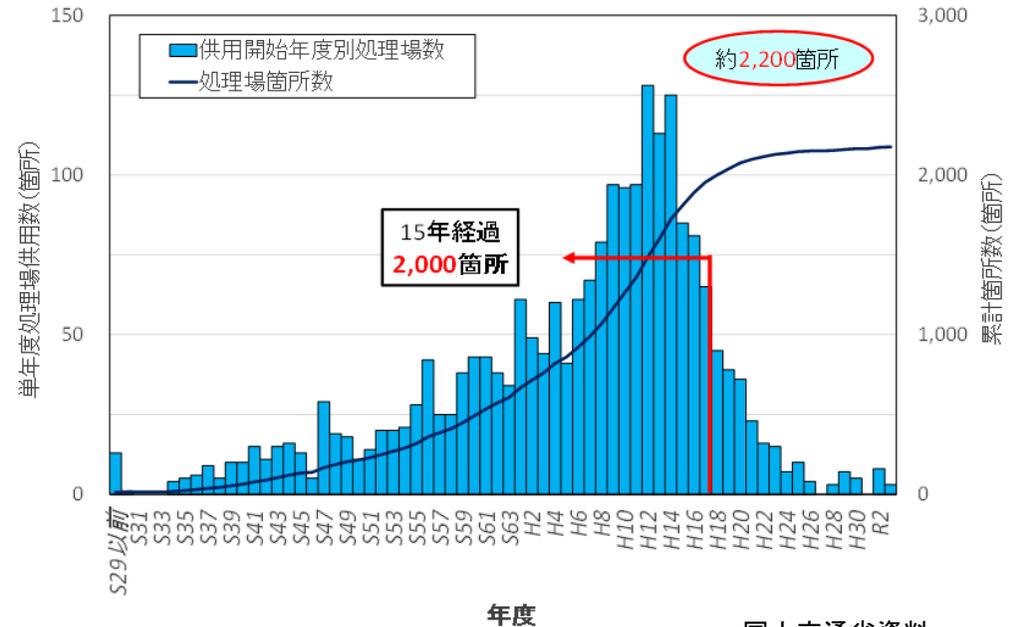
下水道事業の老朽化の状況

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長約3万km(総延長の約7%)が、20年後は約20万km(約40%)と今後は急速に増加。
- 下水処理場においても、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。

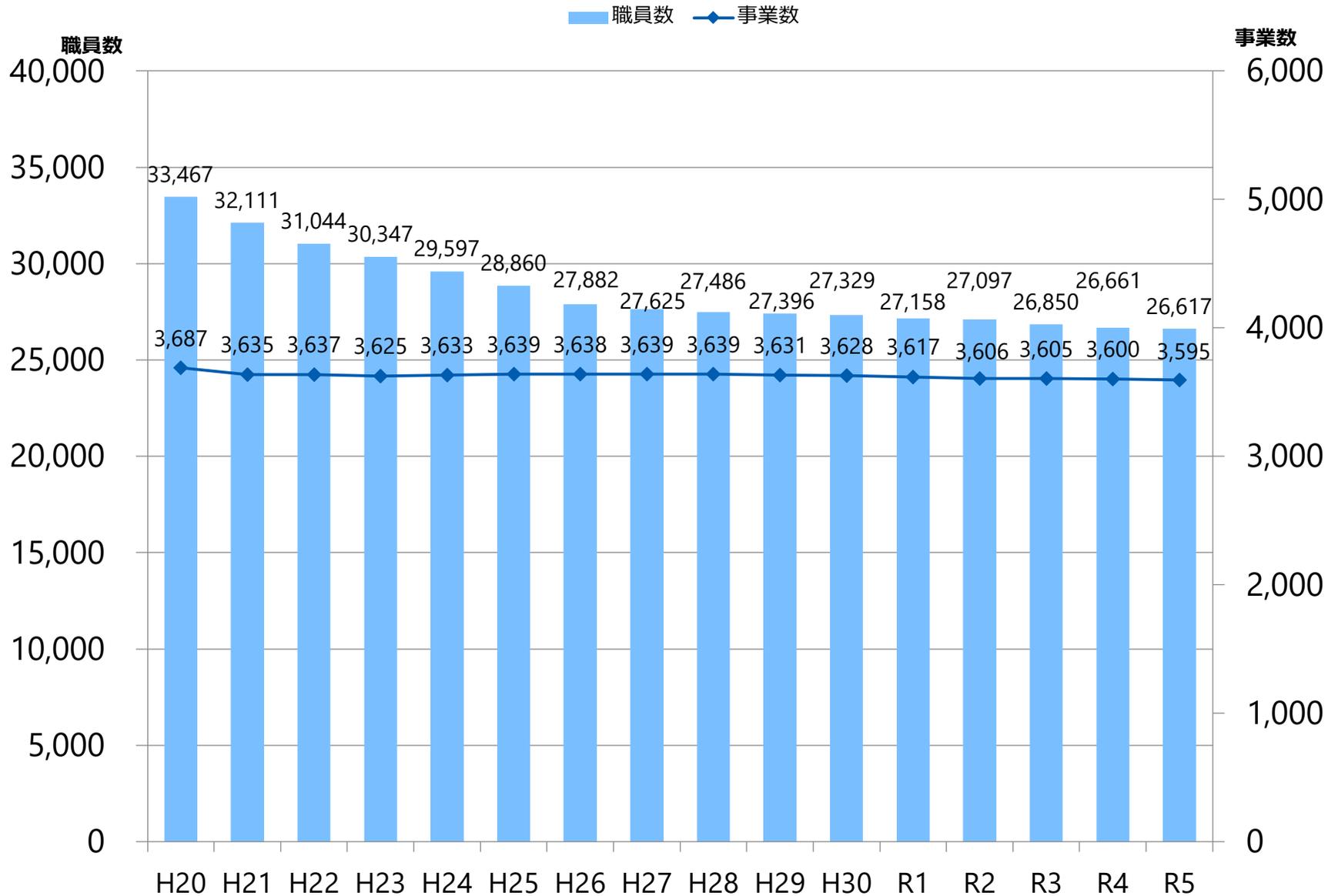
■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)



下水道における事業数と職員数の推移



※ R 1 までは常時雇用職員の数、R 2 からは常勤職員の数

出典：地方公営企業決算状況調査

下水道事業における費用負担の考え方

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割（生活環境の改善や公共用水域の水質保全等）に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【独立採算の原則】

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）。

【雨水公費の原則】

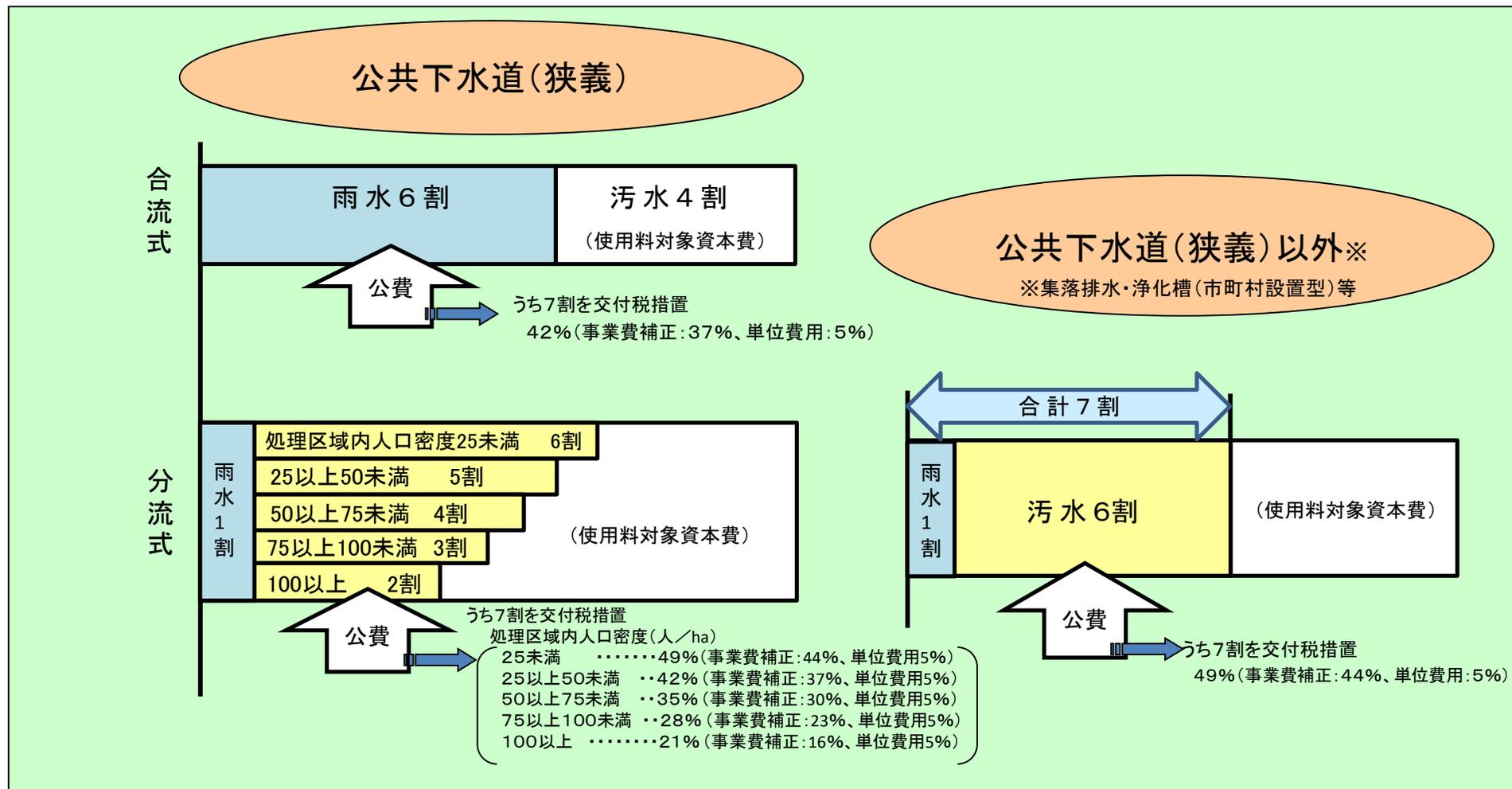
- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。
 - ・このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費（使用料）が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費（使用料）のみではなく、一定の部分を公費により負担。
 - ・分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

下水道事業債の元利償還金に係る地方財政措置

○ 雨水公費、汚水私費を原則としつつ、分流式公共下水道に係る汚水処理資本費について、公共用水域の保全等の観点から、処理区域内人口密度に応じて交付税措置（なお、公共下水道以外の施設についても、資本費等の実態にかんがみ交付税措置。）。

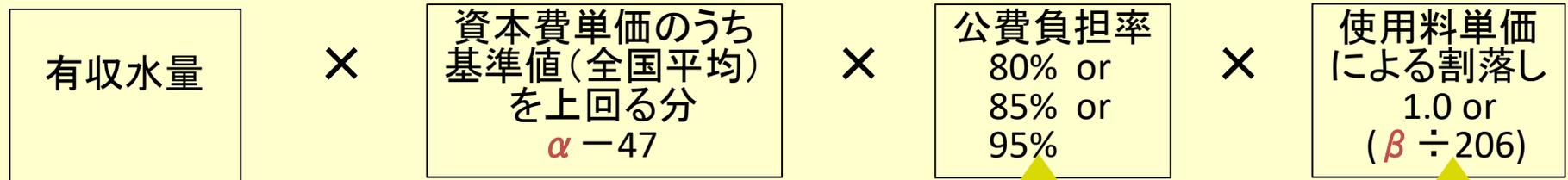


高資本費対策の概要

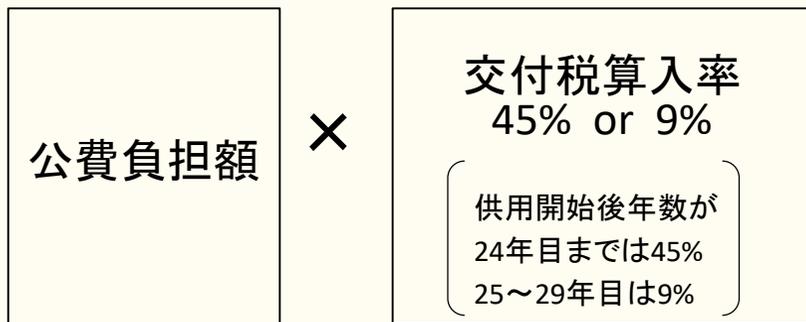
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

- 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうちの要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
 - 資本費単価(α)※ 基準値＝全国平均(47円/m³(R4決算値))以上
※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価
 - 使用料単価(β) 150円/m³(月3,000円/20m³)以上
 - 経営戦略を策定していること
 - 公営企業会計の適用をしていること(人口3万人以上市町村等に限る)
※公共下水道及び特定環境保全公共下水道の場合

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47～70)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47～70)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (70～141)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (70～282)	85
基準値の3倍以上 (141～)	95	基準値の6倍以上 (282～)	95

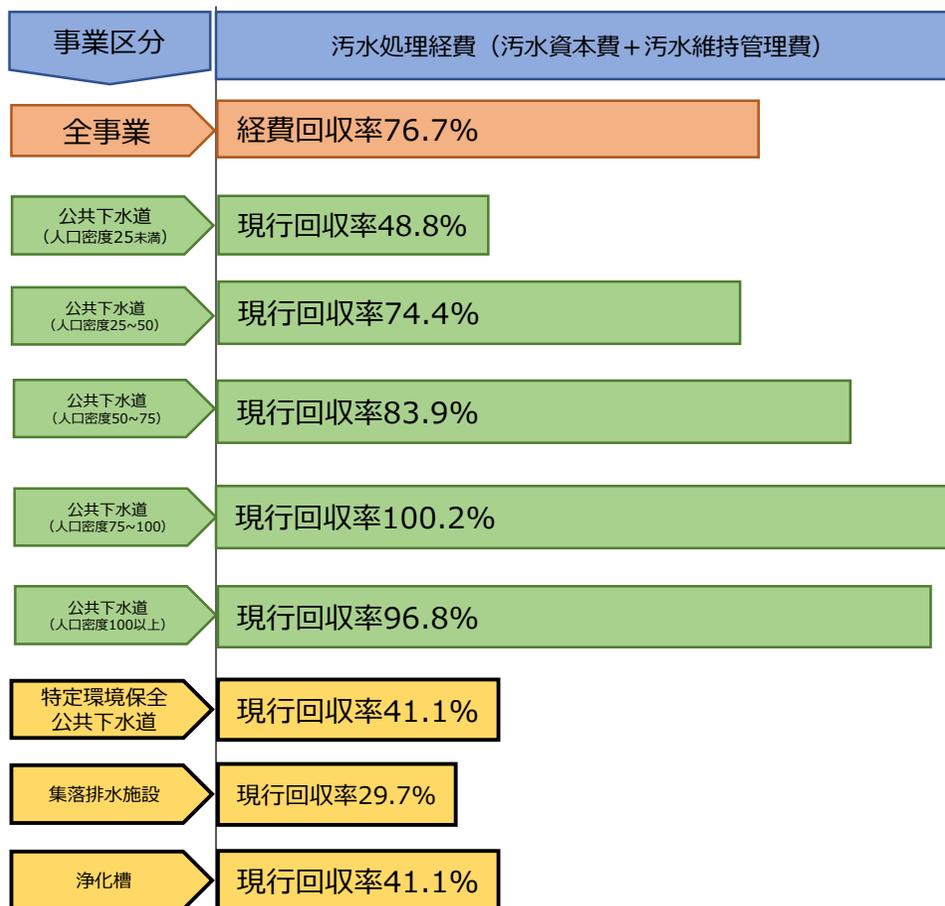
・使用料単価が全国平均(137円)の1.5倍以上
→1.0 (割落とシナシ)

・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満
→ $\beta \div 206$ (割落とシアリ0.73～1.0)

下水道事業の経費回収率と使用料

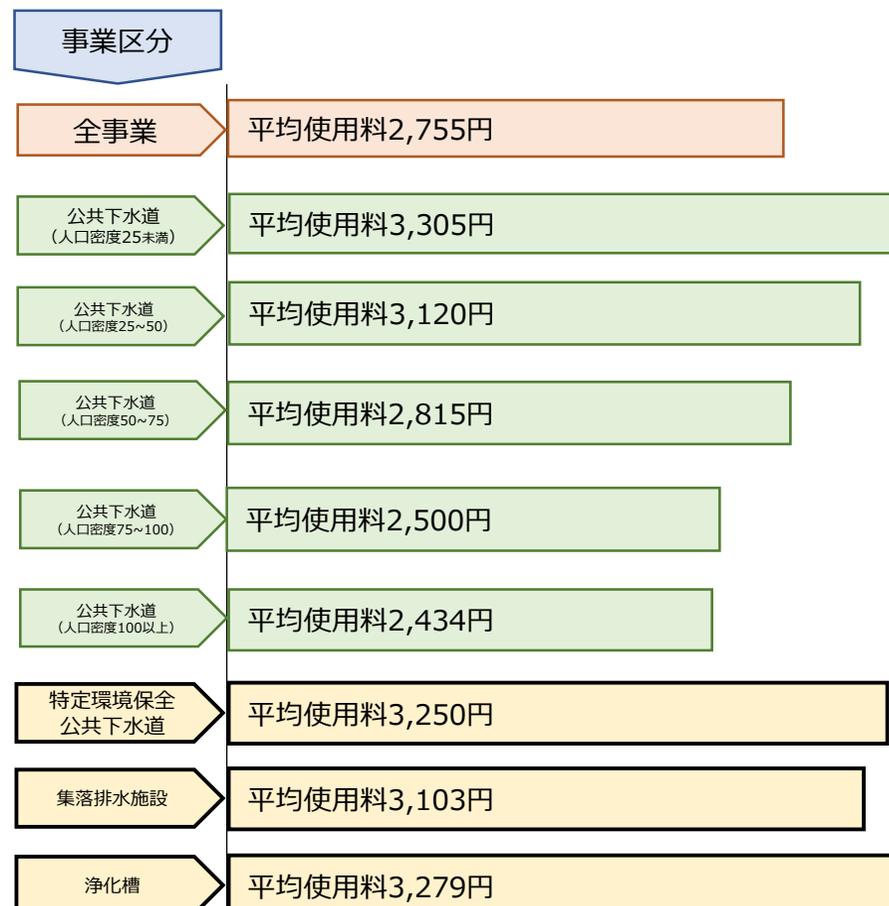
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率（R5）



※汚水処理経費：汚水事業費に係る公費負担控除前の汚水処理経費（資本費+維持管理費）
 ※特定公共下水道、流域下水道は除く。

・使用料（R5）※20㎡あたりの金額（月あたり）



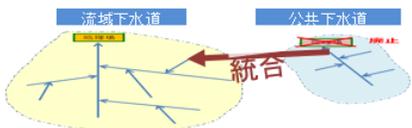
※特定公共下水道、流域下水道は除く。

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

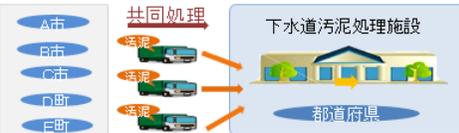
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



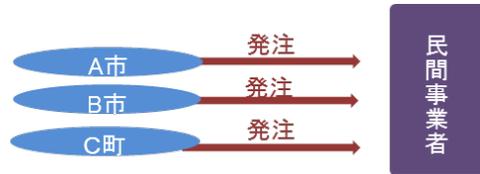
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



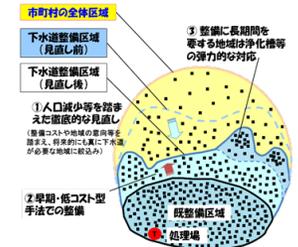
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例	
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施	
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施	
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) 〇処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

下水道事業における広域化・共同化の推進について

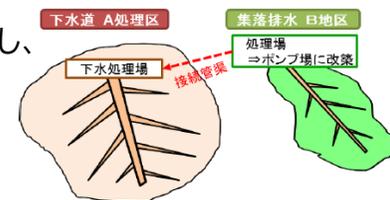
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

<「広域化・共同化計画」の策定> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）**。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
		うち70%を普通交付税措置

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道広域化・共同化計画の現状

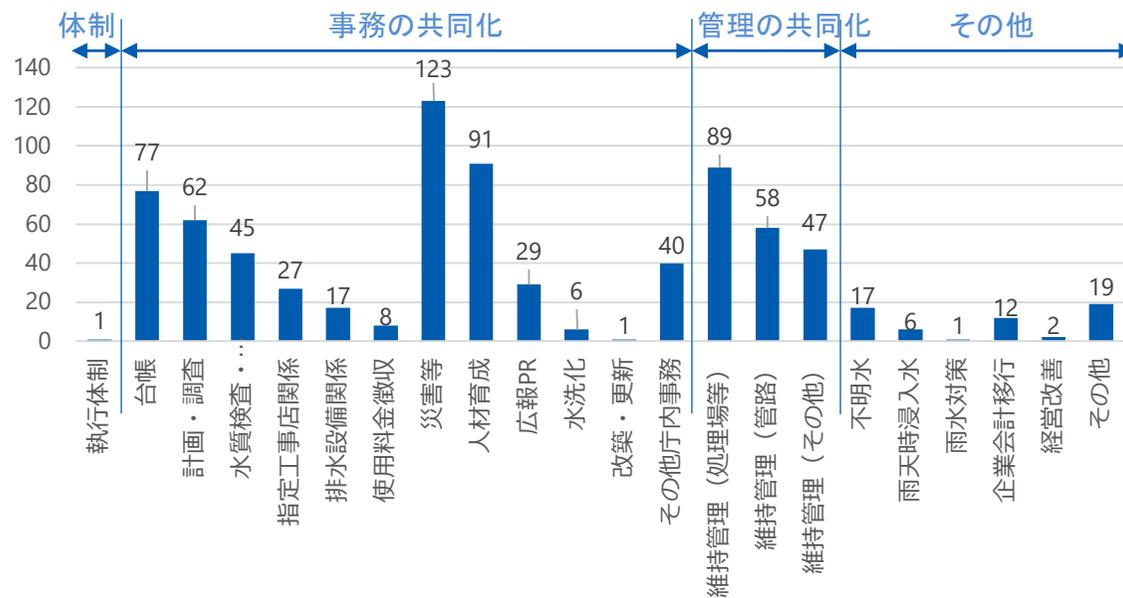
- ハード対策として全体で約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。
- ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。
- 都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討いただきたい。

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第8回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定施設数 (現有施設に占める割合)	現有施設数 (R3末)
下水道処理施設	250 (11.7%)	2,132
集落排水施設 (農集+漁集)	1,662 (31.9%)	5,208
その他施設 (ゴミプラなど)	122 (53.0%)	230
合計	2,034 (26.9%)	7,570

<ソフト対策>



【秋田県】

生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

広域化等

下水道事業

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における難しい経営局面に対応するため、新たな第三者組織の設立を行った。

◆総事業費 設立経費 出資金 1億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）
受託額 約1.8億円（令和6年度）

◆背景

- 秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約3割減少している。
- 標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の3%程度（R5年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- 人口減少が進み有収水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- 県内全自治体が連携し、将来を見据えた新たな体制を構築することとした。

◆具体的内容

- 官のノウハウ（政策立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、官民出資会社を設立した。
- 民間事業者については、公募により決定した。
- 官民出資会社へ県・市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。
- 官民出資会社において、県、秋田市、男鹿市、北秋田市、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町（県内25市町村のうち9市町村）から業務を受託。

◆効果

- 地域事情や財政状況等を踏まえた実効性の高い計画の立案が可能となる。
- 小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

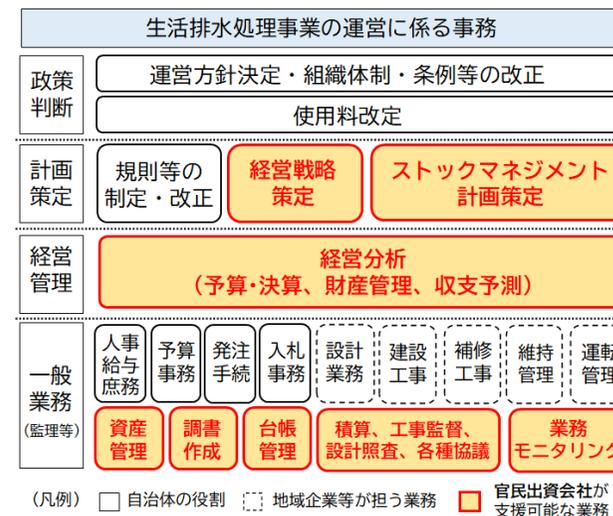
取組のポイント

- 単独の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、県内の全自治体が連携して対応した。
- 人・モノ・カネの課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の3点とした。
 - ①計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
 - ②事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監督補助、技術相談等）
 - ③技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

公営企業情報

- 行政区域内人口 92.6万人（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積 11,637km²（令和5年1月1日時点）
- 流域下水道処理区域内人口 50.2万人（令和4年度末）

官民出資会社の業務領域



取組のスケジュール

- 令和5年3月 県・市町村が連携協約を締結
- 令和5年11月 官民出資会社を設立
- 令和6年4月 本格的に運営を開始（体制増強）

今後の展望

- 当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- 施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- 他インフラ分野への支援拡大も検討。

【長野県】

下水道公社による維持管理の広域化・共同化

広域化等

下水道事業

長野県環境部水道・生活排水課

取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理を行っている。

◆**総事業費** 維持管理受託事業の受託額 1,614,251千円（令和5年度）

◆背景

- 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大などが課題となっていた。

◆具体的内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立した。
- 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の44場（他に農集排15場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託した。
- その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もある。

◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減（維持管理経費は、公社委託の方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）。

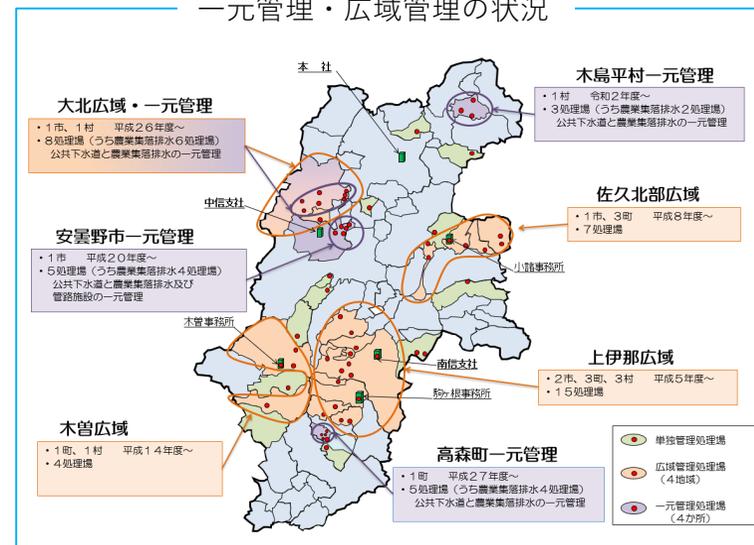
取組のポイント

- 各市町村と公社が個別に協定を締結するため、広域化がスムーズに推進された。
- 公社が技術者を継続して確保するため、維持管理情報の集約と技術継承が体制化した。
- 公社による緊急用資機材の備蓄、広域発注による民間事業者の体制の拡充等によって、危機管理体制が充実された。

公社情報

- （公財）長野県下水道公社 令和5年度受託概要
- ・維持管理業務 31市町村・組合（受託費16億円）
- ・建設工事施工監理 14 〃（受託費 0.46億円）

一元管理・広域管理の状況



取組のスケジュール

- 平成3年2月 下水道公社設立
- 平成7年7月 「長野県下水道広域管理構想」策定
- 平成14年度 51団体59場を受託（供用開始の増）
- 平成22年度 27団体43場へ減少（市町村合併等）
- 令和2年度 31団体59場を受託（農集排等の増）

今後の展望

- 令和5年度に市長会及び町村会からの依頼を受け、水道事業の支援の取組を追加。

公営企業の経営安定化支援

資本費平準化債の対象拡充

- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{元金償還金総額} - \text{資本費平準化債の元金償還金} - \text{減価償却費相当額等}$$

<見直し部分>
⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

- ※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度
- ※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

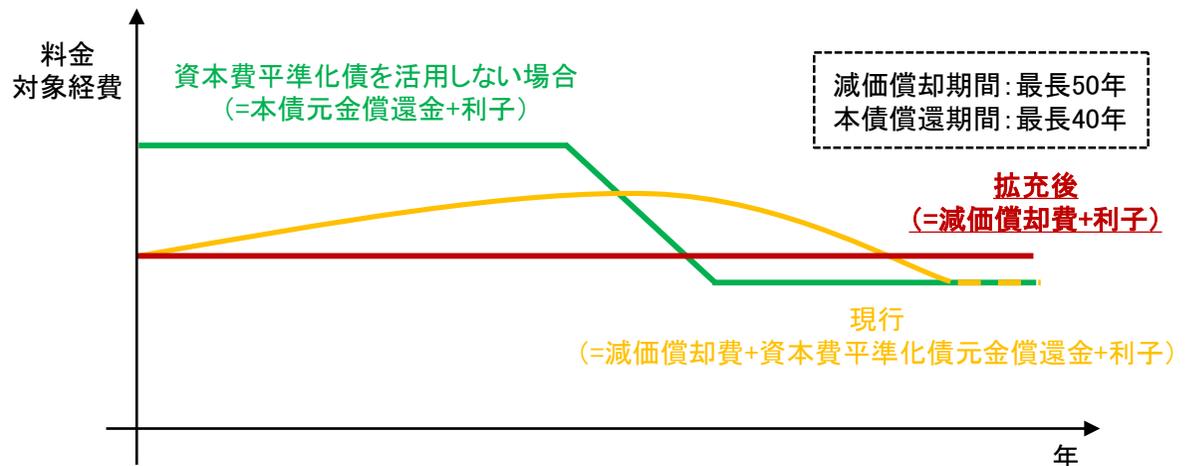
【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

【R6地方債計画計上額(増額分)】

1,150億円

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較



緊急自然災害防止対策事業債について

対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

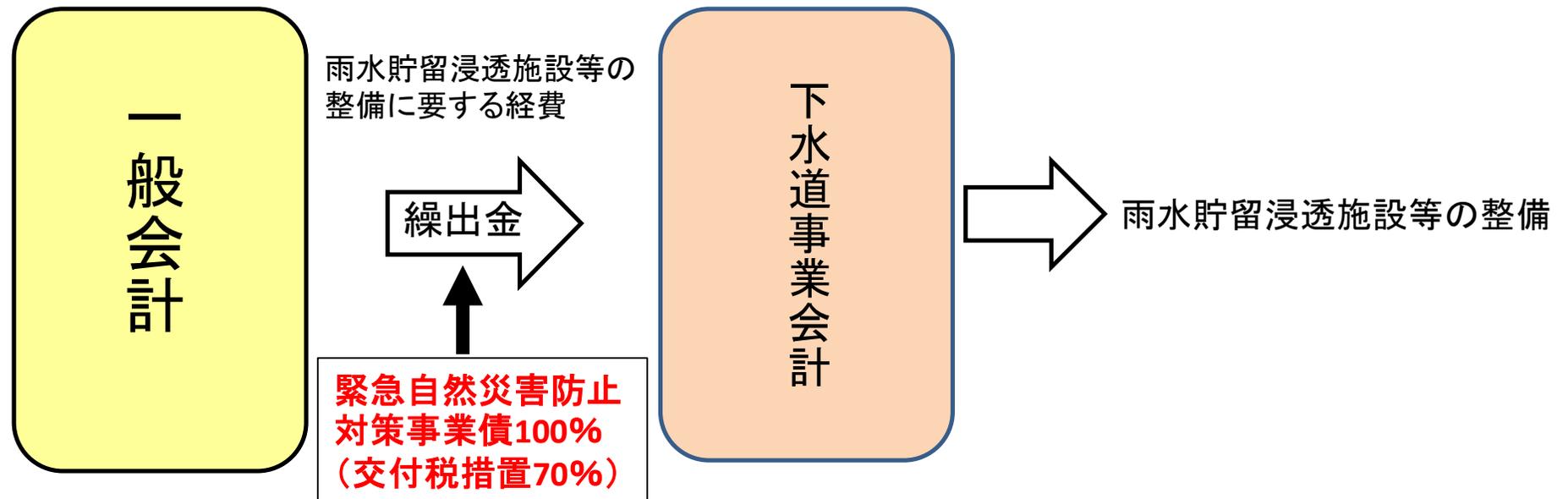
[対象施設] 雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む）、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、流域治水対策に資する地方単独事業として実施するものに限る

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

2 下水道事業の経営改革の取組に係る支援等

公営企業等の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

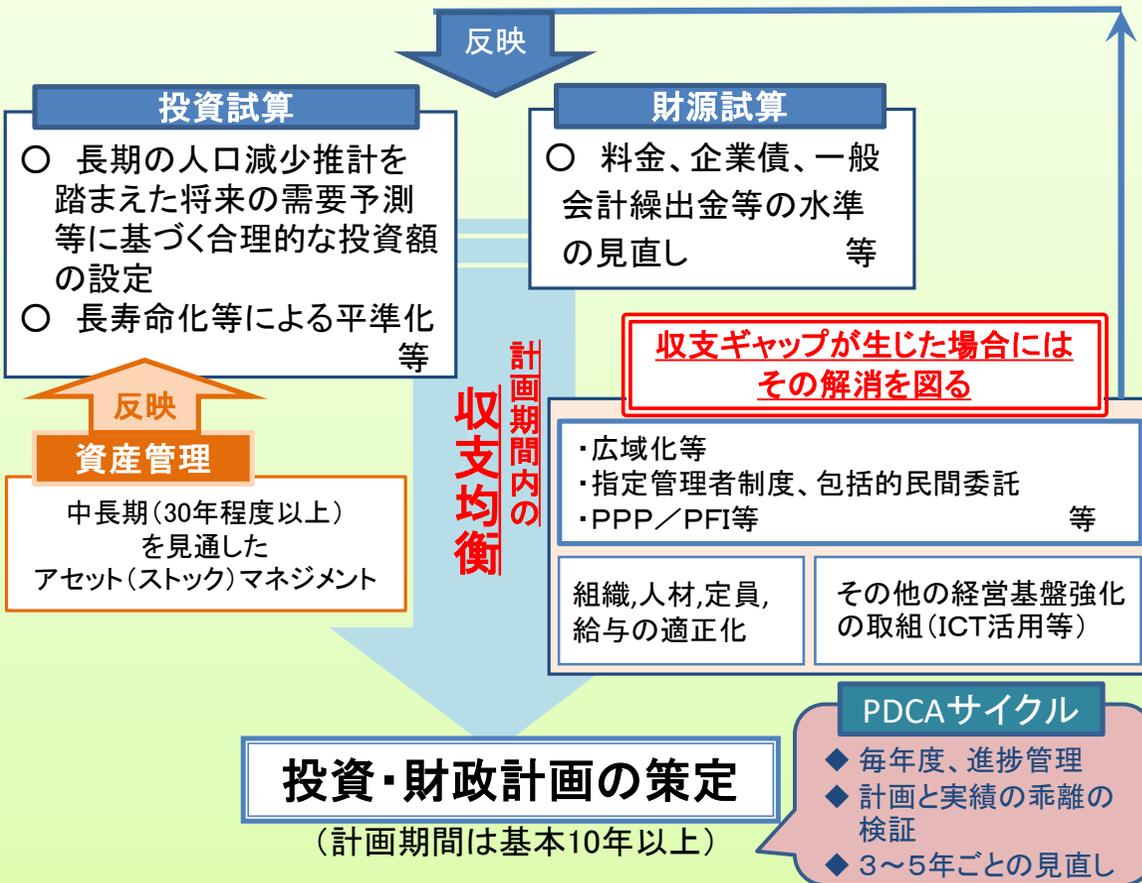
経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
○令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図るよう要請。**
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況(令和5年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

- 策定状況:**「策定済」の事業の割合は96.8%**
- 改定状況:**「改定済」又は「令和7年度までに改定予定」の事業の割合は85.1%**

財政措置等

- **経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)**
- **経営戦略の策定を要件としている地方財政措置(※)**
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組(物価上昇等を反映した経費の増加等の的確な反映など)を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- **経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール**
- **経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」**

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和5年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,532事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,325事業（96.8%）、未策定の事業は207事業（3.2%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済 事業数(構成比)	②未策定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
水道	1,748 (98.9%)	20 (1.1%)	1,768 (100.0%)
うち上水道	1,296 (98.9%)	14 (1.1%)	1,310 (100.0%)
うち簡易水道	452 (98.7%)	6 (1.3%)	458 (100.0%)
工業用水道	138 (96.5%)	5 (3.5%)	143 (100.0%)
交通	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)
電気	83 (92.2%)	7 (7.8%)	90 (100.0%)
ガス	18 (100.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
港湾整備	81 (89.0%)	10 (11.0%)	91 (100.0%)
市場	118 (83.7%)	23 (16.3%)	141 (100.0%)
と畜場	29 (76.3%)	9 (23.7%)	38 (100.0%)
観光施設	168 (83.6%)	33 (16.4%)	201 (100.0%)
宅地造成	208 (81.6%)	47 (18.4%)	255 (100.0%)
駐車場	143 (87.2%)	21 (12.8%)	164 (100.0%)
下水	3,517 (99.3%)	24 (0.7%)	3,541 (100.0%)
合計	6,325 (96.8%)	207 (3.2%)	6,532 (100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,325事業のうち、改定済の事業は1,639事業（25.9%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,742事業（59.2%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに5,381事業（85.1%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済 事業数(構成比)	②改定予定 (令和5年度 ～7年度) 事業数(構成比)	小計 (①+②) 事業数(構成比)	③改定予定 (令和8年度以降) 事業数(構成比)	④未定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
水道	400 (22.9%)	1,036 (59.3%)	1,436 (82.2%)	183 (10.5%)	129 (7.4%)	1,748 (100.0%)
うち上水道	357 (27.5%)	734 (56.6%)	1,091 (84.2%)	129 (10.0%)	76 (5.9%)	1,296 (100.0%)
うち簡易水道	43 (9.5%)	302 (66.8%)	345 (76.3%)	54 (11.9%)	53 (11.7%)	452 (100.0%)
工業用水道	43 (31.2%)	67 (48.6%)	110 (79.7%)	16 (11.6%)	12 (8.7%)	138 (100.0%)
交通	16 (21.6%)	47 (63.5%)	63 (85.1%)	5 (6.8%)	6 (8.1%)	74 (100.0%)
電気	15 (18.1%)	43 (51.8%)	58 (69.9%)	11 (13.3%)	14 (16.9%)	83 (100.0%)
ガス	7 (38.9%)	10 (55.6%)	17 (94.4%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	18 (100.0%)
港湾整備	9 (11.1%)	54 (66.7%)	63 (77.8%)	10 (12.3%)	8 (9.9%)	81 (100.0%)
市場	5 (4.2%)	69 (58.5%)	74 (62.7%)	31 (26.3%)	13 (11.0%)	118 (100.0%)
と畜場	1 (3.4%)	21 (72.4%)	22 (75.9%)	4 (13.8%)	3 (10.3%)	29 (100.0%)
観光施設	14 (8.3%)	99 (58.9%)	113 (67.3%)	25 (14.9%)	30 (17.9%)	168 (100.0%)
宅地造成	38 (18.3%)	104 (50.0%)	142 (68.3%)	23 (11.1%)	43 (20.7%)	208 (100.0%)
駐車場	5 (3.5%)	99 (69.2%)	104 (72.7%)	24 (16.8%)	15 (10.5%)	143 (100.0%)
下水	1,086 (30.9%)	2,093 (59.5%)	3,179 (90.4%)	199 (5.7%)	139 (4.0%)	3,517 (100.0%)
合計	1,639 (25.9%)	3,742 (59.2%)	5,381 (85.1%)	531 (8.4%)	413 (6.5%)	6,325 (100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和5年度は10月に公表）

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、**「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」**のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後も**、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする**交通事業債（経営改善推進事業）の対象事業**は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、**経営戦略を改定済又は改定に着手済（※）の事業**としていること。
 - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和4年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
- 令和4年度において、事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
103 件		14 件		3 件		83 件		4 件		46 件		17 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
10 件	93 件	4 件	10 件	2 件	1 件	5 件	78 件	0 件	4 件	3 件	43 件	9 件	8 件
水道	16	水道	0	水道	0	水道	19	水道	0	水道	11	水道	6
工業用水道	3	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	2
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	4	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	2	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	2	病院	1	病院	3	病院	3	病院	1	病院	0	病院	1
下水道	19	下水道	0			下水道	57	下水道	0	下水道	34	下水道	7
簡易水道	3	簡易水道	0			簡易水道	4	簡易水道	0	簡易水道	1	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	1			市場	0	市場	0	市場	0	市場	1
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	18	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0
観光	5	観光	1			観光	0	観光	2	観光	0	観光	0
介護サービス	21	介護サービス	7			介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	5	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

合計

270件

(令和3年度実績 261件) ²⁷

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
 (※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。
 事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
 (※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。
 (※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。
 (※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計247事業となる。

公営企業会計適用の推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、**中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある**
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、**適切な原価計算に基づき料金を設定する必要**があり、そのためには、**公営企業会計の適用により得られる情報が必須**である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.9%の事業が適用見込み(※)
- 一方、その他の事業については、19.2%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R5.4.1時点の取組状況



令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない**下水道事業及び簡易水道事業**について、**早急な適用を要請**
- **その他の事業**について、**できる限り適用を要請**
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- **地方財政措置(R10年度まで)**
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、**公営企業会計の適用を要件**とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債(※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

公営企業会計適用の取組状況(R5.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は97.9%、下水道事業は99.1%、人口3万人以上のその他下水道事業は96.9%が「適用済又は適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業

(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
② 検 討 中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③ 検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業

(単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
② 検 討 中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
③ 検 討 未 着 手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合 計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)